

新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱

制定 平成 22 年 3 月 17 日

21 新都地第 2051 号

最終改正 令和 8 年 3 月 31 日

7 新都防第 1276 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 補助金

第 1 節 通則（第 3 条・第 4 条）

第 2 節 木造建築物補助金（第 5 条―第 9 条）

第 3 節 非木造建築物補助金（第 10 条―第 14 条）

第 4 節 ブロック塀等補助金（第 15 条―第 18 条）

第 3 章 交付手続（第 19 条―第 28 条）

第 4 章 雑則（第 29 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、新宿区（以下「区」という。）における建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修工事その他の建築物の耐震化を支援することにより、地震に強い安全・安心なまちづくりに資することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、次に定めるものを除くほか、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）で定める用語の例による。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿をいう（店舗等の用途を兼ねるものにあつては、店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の 2 分の 1 未満であるものに限る。）。
- (2) 特定建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 14 条第 1 号及び同条第 2 号に該当する建築物（住宅を除く。）をいう。
- (3) 緊急輸送道路沿道建築物 東京都耐震改修促進計画に定める緊急輸送道路の沿道建築物で、建築物のいずれかの部分の高さが前面道路の中心線から当該部分までの水平距離に相当する高さを超えているものをいう。
- (4) マンション 共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であつて、延べ面積が 1,000 平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が 3 以上のものをいう。

- (4)の2 分譲マンション マンションのうち、2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用途に供する専有部分（同条第3項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅をいう（店舗等の用途を兼ねるものにあつては、店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満であるものに限る。））。
- (5) 大規模建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する建築物をいう。
- (6) 一の建築物 構造上の棟単位（建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法で接している場合は、それぞれ当該部分）をいう。
- (7) 予備耐震診断 自分でできるわが家の耐震診断（木造編）（15 新都建第186号）に基づき区が行う地震に対する建築物の安全性の評価をいう。
- (8) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき行う地震に対する建築物の安全性の評価をいう。
- (9) 補強設計 耐震診断を実施した結果、 I_w （構造耐震指標）の値が1.0未満又は I_s （構造耐震指標）の値が0.6未満相当であり、耐震性が不十分であると判断された建築物が行う改修工事の設計をいう。ただし、補強設計の実施にあたり再調査した耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が0.6相当以上に向上した場合の耐震診断を含む。
- (10) 耐震改修工事 補強設計に基づき地震に対する安全性の向上を目的として行う次に掲げる建築物の改修工事をいう。
- ア I_w （構造耐震指標）の値を1.0以上に向上させる改修工事
- イ I_s （構造耐震指標）の値を0.6相当以上に向上させる改修工事
- (11) 段階的耐震改修工事 令和10年3月31日までに前号イを完了する計画の一部を実施する工事で、 I_s （構造耐震指標）の値が0.6未満相当の部分については、工事着手前の耐震診断における値以上となるものをいう。
- (12) 簡易耐震改修工事 補強設計に基づき地震に対する安全性の向上を目的として行う I_w （構造耐震指標）の値を0.7以上に向上させる建築物の改修工事（耐震改修工事を除く。）をいう。
- (13) 工事監理 区長が別に定める耐震診断登録員（以下「登録員」という。補強設計を行った者に限り、当該補強設計に基づく耐震改修工事又は簡易耐震改修工事を施工した者を除く。）が当該補強設計と当該耐震改修工事又は簡易耐震改修工事の内容を照合し、当該耐震改修工事又は簡易耐震改修工事が当該補強設計のとおりに行われているかいないかを確認することをいう。
- (14) 耐震シェルター 区長が別に定めるものをいう。
- (15) 耐震ベッド 区長が別に定めるものをいう。

- (16) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、万年塀、大谷石塀その他の塀で、地震時において、倒壊により人の生命と財産に大きな危険を及ぼすおそれがあり、かつ、倒壊時の撤去等が容易に行えないものをいう。
- (17) 耐震性が特に十分でない塀 新宿区ブロック塀等アドバイザー派遣実施要綱（令和6年3月25日5新都建調第2571号）第2条第1項第2号に規定する耐震性が特に十分でない塀をいう。
- (18) 耐震性が特に十分でない塀の部分除去 新宿区ブロック塀等アドバイザー派遣実施要綱第2条第1項第6号に規定する耐震性が特に十分でない塀の部分除去をいう。
- (19) 障害者等が居住する住宅 次に掲げる者が居住する住宅をいう。
- ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者
- イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- ウ 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づく愛の手帳の交付を受けている者
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (20) 占有者 補助対象建築物の所有者（区分所有者を含む。以下この号、次号及び第13条第3項において同じ。）との間における賃貸借契約（交付申請日より1年以上前に締結され、かつ、交付申請日の1年前の翌日以後に当該契約の契約期間が終了するものであって、当該契約期間が1年以上であるもの又は交付申請日より1年以上前に締結された契約期間が1年以上のものであって、交付申請日から1年前の日以後に耐震改修工事又は段階的耐震改修工事による退去のため契約期間が変更されたことにより、当該契約期間が1年未満となるものに限る。次号において同じ。）に基づき、当該建築物を占有する者（所有者と生計を一にしている者を除く。）をいう。
- (21) 賃料 補助対象建築物の所有者と占有者との間における賃貸借契約で定められた月額賃料で、共益費・管理費等を除いたものをいう。

第2章 補助金

第1節 通則

（補助金の交付）

第3条 区長は、第1条に規定する目的を達成するため、別に定めるものを除き、新宿区建築物等耐震化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金の交付に関しては、新宿区補助金等交付規則（昭和45年新宿区規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金の種類）

第4条 補助金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 木造建築物補助金
- (2) 非木造建築物補助金
- (3) ブロック塀等補助金

第 2 節 木造建築物補助金

(補助対象事業)

第 5 条 木造建築物補助金の対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 耐震診断・補強設計
- (2) 補強設計
- (3) 耐震改修工事
- (4) 簡易耐震改修工事
- (5) 工事監理
- (6) 耐震シェルターの設置
- (7) 耐震ベッドの設置

(補助対象者)

第 6 条 木造建築物補助金の対象者（耐震シェルターの設置及び耐震ベッドの設置にあつては、第 3 号に掲げる者を除く。）は、次のとおりとする。

- (1) 次条に規定する補助対象建築物の全部又は一部を所有する権利を有する者（以下この節において「所有者」という。）で前条に規定する補助対象事業（以下この節において「補助対象事業」という。）を行うもの
- (2) 所有者の承諾を得て、当該補助対象建築物について補助対象事業を行う者（当該所有者の親族又は当該補助対象建築物に居住する者に限る。）
- (3) 次条に規定する補助対象建築物が区分所有法第 2 条第 1 項に規定する区分所有権の目的たる建築物である場合にあつては、補助対象事業を行うことについて、当該建築物の管理組合の総会の決議によって選任された者又は持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た者

2 前項のほか、耐震改修工事及び簡易耐震改修工事にあつては次の各号に掲げる条件を、耐震シェルターの設置及び耐震ベッドの設置にあつては第 1 号に掲げる条件を、それぞれ満たす者を木造建築物補助金の対象者とする。

- (1) 前項に規定する補助対象者（以下この節において「補助対象者」という。）が個人である場合にあつては、区市町村民税を滞納していないこと。
- (2) 補助対象者が法人である場合にあつては、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和 52 年法律第 74 号）第 2 条第 2 項各号の規定に該当する者でないこと。
- (3) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体でないこと。

(補助対象建築物)

第7条 木造建築物補助金の対象建築物は、区の区域内に存する平成12年5月31日以前に着工された民間の木造建築物のうち、地階を除く階数が2以下である住宅（階数に算入される収納として利用する小屋組によりできる三角形の余剰空間を含む階数が3の住宅のうち、耐震改修工事又は簡易耐震改修工事の完了までに階数を2とする旨の確認書が提出されたものを含む）で、補助対象事業について他の補助金等の交付を受けないもの（昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前に着工されたものにあつては、在来軸組構工法であること。）であり、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 耐震診断・補強設計 登録員が行うもの
- (2) 補強設計 登録員が行うもの
- (3) 耐震改修工事 耐震診断の結果、Iw（構造耐震指標）の値が1.0未満であるもの（区長が別に定める取扱要領に適合するものに限る。）
- (4) 簡易耐震改修工事 耐震診断の結果、Iw（構造耐震指標）の値が0.7未満であるもの（区長が別に定める取扱要領に適合するものに限る。）
- (5) 工事監理 補強設計を行ったもので、かつ、耐震改修工事又は簡易耐震改修工事を申請するもの
- (6) 耐震シェルターの設置及び耐震ベッドの設置 予備耐震診断又は予備耐震診断と同等以上と認められるものの結果、要補強と評価されたもの
（木造建築物補助金の額）

第8条 木造建築物補助金の額は、予算の範囲内において、次のとおりとする。

補助対象事業	補助対象事業費	補助金の額
耐震診断・補強設計	耐震診断費	補助対象事業費に10分の10を乗じた額以内の額（上限額130,000円）
	補強設計費	補助対象事業費に10分の10を乗じた額以内の額（上限額170,000円）
補強設計	補強設計費	補助対象事業費に10分の10を乗じた額以内の額（上限額170,000円）
耐震改修工事	次の1及び2いずれか低い額 1 実際に耐震改修工事に要する額 2 39,900円に延べ面積を乗じた額	補助対象事業費に4分の3（障害者等が居住する住宅である場合は10分の10）を乗じた額以内の額（上限額3,000,000円） ただし、区長が別に定める耐震改修工事の場合は、補助対象事業費に8分の3（障害者等が居住する住宅である場合は2分の1）を乗じた額以内の額（上限額1,500,000円） なお、当該補助対象建築物が既に簡易耐震改修工事の補助を受けている場合には、補助金の額から簡易耐震改修工事で受けた補助金の額を引いた額とする。

簡易耐震改修工事	次の 1 及び 2 いずれか低い額 1 実際に簡易耐震改修工事に要する額 2 39,900 円に延べ面積を乗じた額	補助対象事業費に 5 分の 3 を乗じた額以内の額（上限額 1,500,000 円） ただし、区長が別に定める簡易耐震改修工事の場合は、補助対象事業費に 10 分の 3 を乗じた額以内の額（上限額 750,000 円）
工事監理	工事監理費	補助対象事業費に 10 分の 10 を乗じた額以内の額（上限額 200,000 円）
耐震シェルターの設置	耐震シェルター設置費（床の補強に要する費用を含む。）	補助対象事業費に 10 分の 9 を乗じた額以内の額（上限額 450,000 円）
耐震ベッドの設置	耐震ベッド設置費（床の補強に要する費用を含む。）	補助対象事業費に 10 分の 9 を乗じた額以内の額（上限額 350,000 円）

備考

- 1 補助対象事業費の算出に当たっては、消費税相当分を含まないものとする。
- 2 補助対象事業費及び木造建築物補助金の算出は、建築物を単位として行うものとする。
- 3 木造建築物補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 延べ面積は、小数点以下第 2 位まで（小数点以下第 3 位を切り捨て）とする。
（適用除外）

第 9 条 木造建築物補助金（附則第 2 項の規定による廃止前の要綱に基づくこれに相当する補助金を含む。）を受けて次の各号に掲げる補助対象事業（同項の規定による廃止前の要綱に基づくこれに相当する事業を含む。）を行った建築物については、当該各号に定める補助対象事業について、木造建築物補助金の対象としない。

- (1) 耐震診断・補強設計 耐震診断・補強設計、補強設計
- (2) 補強設計 耐震診断・補強設計、補強設計
- (3) 耐震改修工事 耐震診断・補強設計、補強設計、耐震改修工事、簡易耐震改修工事、耐震シェルターの設置及び耐震ベッドの設置
- (4) 簡易耐震改修工事 耐震診断・補強設計、簡易耐震改修工事
- (5) 工事監理 耐震診断・補強設計、耐震改修工事、工事監理、耐震シェルターの設置及び耐震ベッドの設置（簡易耐震改修工事に係る工事監理にあつては、耐震改修工事、耐震シェルターの設置及び耐震ベッドの設置を除く。）
- (6) 耐震シェルターの設置 耐震シェルターの設置（補助対象者が同一の場合に限る）
- (7) 耐震ベッドの設置 耐震ベッドの設置（補助対象者が同一の場合に限る）

第 3 節 非木造建築物補助金

（補助対象事業）

第 10 条 非木造建築物補助金の対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 耐震診断
- (2) 補強設計
- (3) 耐震改修工事
- (4) 段階的耐震改修工事
(補助対象者)

第 11 条 非木造建築物補助金の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 次条に規定する補助対象建築物の全部又は一部を所有する権利を有する者（以下この節において「所有者」という。）で前条に規定する補助対象事業（以下この節において「補助対象事業」という。）を行うもの
 - (2) 所有者の承諾を得て、当該補助対象建築物（住宅に限る。）について補助対象事業を行う者（当該所有者の親族又は当該補助対象建築物に居住する者に限る。）
 - (3) 次条に規定する補助対象建築物が区分所有法第 2 条第 1 項に規定する区分所有権の目的たる建築物である場合にあっては、補助対象事業を行うことについて、当該建築物の管理組合の総会の決議によって選任された者又は持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た者
- 2 前項のほか、同項第 3 号に規定する建築物以外の建築物に係る耐震改修工事及び段階的耐震改修工事にあつては、次に掲げる条件を満たす者を、非木造建築物補助金の対象者とする。
- (1) 前項に規定する補助対象者（同項第 3 号に該当する者を除く。以下この項において「補助対象者」という。）が個人である場合にあっては、区市町村民税を滞納していないこと。
 - (2) 補助対象者が法人である場合にあっては、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第 2 条第 2 項各号の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体でないこと。
(補助対象建築物)

第 12 条 非木造建築物補助金の対象建築物は、区の区域内に存する昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された民間の建築物のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅、特定建築物又は緊急輸送道路沿道建築物で、補助対象事業について他の補助金等の交付を受けないものであり、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める条件を満たすものとする。

- (1) 耐震診断 区長が別に定める指定機関の評定を受けるものであること。
- (2) 補強設計 次に掲げる条件
 - ア 区長が別に定める指定機関の評定を受けるものであること。
 - イ 診断見直しを実施する場合には、見直すべき正当な理由があること。
- (3) 耐震改修工事及び段階的耐震改修工事 次に掲げる条件

ア 耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が 0.6 未満相当であること若しくは倒壊の危険性があると判断されたものであること。

イ 区長が別に定める指定機関の評定を受けた補強設計に従って工事を行うものであること（区長が別に定める取扱要領に適合するものに限る。）。

- 2 前項のほか、緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断及び補強設計にあつては東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成 23 年東京都条例第 36 号。）第 6 条第 1 項に規定する耐震化指針に適合するものを、耐震改修工事及び段階的耐震改修工事にあつては東京都耐震化工事中掲示物掲示制度要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 都市建企第 1203 号）第 3 条の規定に基づく耐震化工事中掲示物が当該耐震改修工事及び段階的耐震改修工事中の現場に掲示されるもの（ただし、工事の安全上、環境上、日程上等の状況により掲示が容易でない場合は、この限りでない。）を非木造建築物補助金の対象建築物とする。

（非木造建築物補助金の額）

第 13 条 非木造建築物補助金の額は、予算の範囲内において、次のとおりとする。

補助対象事業	補助対象事業費	補助金の額				
耐震診断	次の 1 及び 2 いずれか低い額 1 実際に補助対象事業に要する額 2 次に定める 1 平方メートル当たりの単価に延べ面積を乗じた額 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>一戸建ての住宅</td> <td>2,290 円</td> </tr> <tr> <td>一戸建ての住宅以外の建築物</td> <td>4,580 円</td> </tr> </table>	一戸建ての住宅	2,290 円	一戸建ての住宅以外の建築物	4,580 円	補助対象事業費に 3 分の 2 を乗じた額以内の額（上限額 2,000,000 円）
一戸建ての住宅	2,290 円					
一戸建ての住宅以外の建築物	4,580 円					
補強設計 （大規模建築物を除く）	次の 1 及び 2 いずれか低い額 1 実際に補助対象事業に要する額 2 次に定める 1 平方メートル当たりの単価に延べ面積を乗じた額 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>一戸建ての住宅</td> <td>2,290 円</td> </tr> <tr> <td>一戸建ての住宅以外の建築物</td> <td>4,580 円</td> </tr> </table>	一戸建ての住宅	2,290 円	一戸建ての住宅以外の建築物	4,580 円	補助対象事業費に 3 分の 2 を乗じた額以内の額（上限額 2,000,000 円）
一戸建ての住宅	2,290 円					
一戸建ての住宅以外の建築物	4,580 円					

<p>補強設計 (大規模建築物)</p>	<p>次の1及び2いずれか低い額 1 実際に補助対象事業に要する額 2 次に定める1平方メートル当たり の単価に延べ面積を乗じた額</p> <table border="1" data-bbox="491 387 938 510"> <tr> <td>一戸建ての住宅</td> <td>2,290円</td> </tr> <tr> <td>一戸建ての住宅以外の 建築物</td> <td>4,580円</td> </tr> </table>	一戸建ての住宅	2,290円	一戸建ての住宅以外の 建築物	4,580円	<p>次の(1)及び(2)を合算した額 (1) 補助対象事業費に3分の2を 乗じた額以内の額(上限額 2,000,000円) (2) 補助対象事業費のほか、実際 に補助対象事業に要する費用 を合算した額に次式により 算出した補助率(6分の1 を下回る場合は6分の1)を 乗じた額以内の額 補助率:3分の1から4分のA を引いた値 A:(1)の額を、実際に補助対象 事業に要する費用で除し た値</p>
一戸建ての住宅	2,290円					
一戸建ての住宅以外の 建築物	4,580円					
<p>耐震改修工事 段階的耐震改 修工事 (住宅)</p>	<p>次の1及び2いずれか低い額に100 分の23を乗じた額 1 実際に補助対象事業に要する額 2 39,900円に延べ面積を乗じた額</p>	<p>補助対象事業費に10分の10を 乗じた額以内の額(上限額 40,000,000円)</p>				
<p>耐震改修工事 段階的耐震改 修工事 (分譲マンシ ョン)</p>	<table border="1" data-bbox="491 1037 938 1753"> <tr> <td data-bbox="491 1037 651 1395">(イ) 耐震診断の 結果、Is値 が0.3以上 相当である 場合</td> <td data-bbox="659 1037 938 1395"> <p>次の1及び2いずれか 低い額に3分の1を乗 じた額 1 実際に補助対象事 業に要する額 2 51,700円(特殊工 法の場合は、86,400 円)に延べ面積を乗じ た額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1406 651 1753">(ロ) 耐震診断の 結果、Is値 が0.3未満 相当である 場合</td> <td data-bbox="659 1406 938 1753"> <p>次の1及び2いずれか 低い額に3分の1を乗 じた額 1 実際に補助対象事 業に要する額 2 56,900円(特殊工 法の場合は、86,400 円)に延べ面積を乗じ た額</p> </td> </tr> </table>	(イ) 耐震診断の 結果、Is値 が0.3以上 相当である 場合	<p>次の1及び2いずれか 低い額に3分の1を乗 じた額 1 実際に補助対象事 業に要する額 2 51,700円(特殊工 法の場合は、86,400 円)に延べ面積を乗じ た額</p>	(ロ) 耐震診断の 結果、Is値 が0.3未満 相当である 場合	<p>次の1及び2いずれか 低い額に3分の1を乗 じた額 1 実際に補助対象事 業に要する額 2 56,900円(特殊工 法の場合は、86,400 円)に延べ面積を乗じ た額</p>	<p>補助対象事業費に10分の10を 乗じた額以内の額(上限額 40,000,000円)</p>
(イ) 耐震診断の 結果、Is値 が0.3以上 相当である 場合	<p>次の1及び2いずれか 低い額に3分の1を乗 じた額 1 実際に補助対象事 業に要する額 2 51,700円(特殊工 法の場合は、86,400 円)に延べ面積を乗じ た額</p>					
(ロ) 耐震診断の 結果、Is値 が0.3未満 相当である 場合	<p>次の1及び2いずれか 低い額に3分の1を乗 じた額 1 実際に補助対象事 業に要する額 2 56,900円(特殊工 法の場合は、86,400 円)に延べ面積を乗じ た額</p>					
<p>耐震改修工事 段階的耐震改 修工事 (分譲マンシ ョンを除くマ ンション)</p>	<p>(イ) 耐震診断の 結果、Is値 が0.3以上 相当である 場合</p> <p>次の1及び2いずれか 低い額に100分の23を 乗じた額 1 実際に補助対象事 業に要する額 2 51,700円(特殊工</p>	<p>補助対象事業費に10分の10を 乗じた額以内の額(上限額 40,000,000円)</p>				

		法の場合は、86,400円)に延べ面積を乗じた額	
	(ロ) 耐震診断の結果、Is値が0.3未満相当である場合	次の1及び2いずれか低い額に100分の23を乗じた額 1 実際に補助対象事業に要する額 2 56,900円(特殊工法の場合は、86,400円)に延べ面積を乗じた額	
耐震改修工事 段階的耐震改修工事 (特定建築物)	(イ) 耐震診断の結果、Is値が0.3以上相当である場合	次の1及び2いずれか低い額に100分の23を乗じた額 1 実際に補助対象事業に要する額 2 57,000円(特殊工法の場合は、93,300円)に延べ面積を乗じた額	補助対象事業費に10分の10を乗じた額以内の額(上限額10,000,000円)
	(ロ) 耐震診断の結果、Is値が0.3未満相当である場合	次の1及び2いずれか低い額に100分の23を乗じた額 1 実際に補助対象事業に要する額 2 62,700円(特殊工法の場合は、93,300円)に延べ面積を乗じた額	
耐震改修工事 段階的耐震改修工事 (緊急輸送道路沿道建築物を除く大規模建築物)	(イ) 耐震診断の結果、Is値が0.3以上相当である建築物	次の1及び2いずれか低い額に100分の23を乗じた額 1 実際に補助対象事業に要する額 2 57,000円(特殊工法の場合は、93,300円)に延べ面積を乗じた額	次の(1)及び(2)を合算した額 (1) 補助対象事業費に10分の10を乗じた額以内の額(上限額10,000,000円) (2) 補助対象事業費に次式により算出した補助率(600分の131を上回る場合は600分の131)を乗じた額以内の額 補助率=0.115+31A/69

	(ロ) 耐震診断の結果、Is 値が 0.3 未満相当である建築物	次の 1 及び 2 いずれか低い額に 100 分の 23 を乗じた額 1 実際に補助対象事業に要する額 2 62,700 円 (特殊工法の場合は、93,300 円) に延べ面積を乗じた額	A : (1)の額を補助対象事業費で除した値
耐震改修工事 段階的耐震改修工事 (防災上特に重要な特定建築物)	(イ) 耐震診断の結果、Is 値が 0.3 以上相当である場合	次の 1 及び 2 いずれか低い額に 100 分の 23 を乗じた額 1 実際に補助対象事業に要する額 2 57,000 円 (特殊工法の場合は、93,300 円) に延べ面積を乗じた額	補助対象事業費に 10 分の 10 を乗じた額以内の額 (上限額 20,000,000 円)
	(ロ) 耐震診断の結果、Is 値が 0.3 未満相当である場合	次の 1 及び 2 いずれか低い額に 100 分の 23 を乗じた額 1 実際に補助対象事業に要する額 2 62,700 円 (特殊工法の場合は、93,300 円) に延べ面積を乗じた額	
耐震改修工事 段階的耐震改修工事 (緊急輸送道路沿道建築物)	(イ) 住宅	次の 1 及び 2 いずれか低い額 1 実際に補助対象事業に要する額 2 39,900 円に延べ面積を乗じた額	補助対象事業費に 6 分の 5 を乗じた額以内の額 (上限額 100,000,000 円)
	(ロ) 耐震診断の結果、Is 値が 0.3 以上相当であるマンション	次の 1 及び 2 いずれか低い額 1 実際に補助対象事業に要する額 2 51,700 円 (特殊工法の場合は、86,400 円) に延べ面積を乗じた額	
	(ハ) 耐震診断の結果、Is 値	次の 1 及び 2 いずれか低い額 1 実際に補助対象事	

	が 0.3 未満相当であるマンション	業に要する額 2 56,900 円（特殊工法の場合は、86,400 円）に延べ面積を乗じた額	
	(二) 耐震診断の結果、Is 値が 0.3 以上相当である建築物（（イ）・（ロ）を除く）	次の 1 及び 2 いずれか低い額 1 実際に補助対象事業に要する額 2 57,000 円（特殊工法の場合は、93,300 円）に延べ面積を乗じた額	
	(ホ) 耐震診断の結果、Is 値が 0.3 未満相当である建築物（（イ）・（ハ）を除く）	次の 1 及び 2 いずれか低い額 1 実際に補助対象事業に要する額 2 62,700 円（特殊工法の場合は、93,300 円）に延べ面積を乗じた額	

備考

- 1 この表において「防災上特に重要な特定建築物」とは、特定建築物のうち、新宿区地域防災計画において災害拠点連携病院等として位置付けられた医療機関又は避難所として位置付けられた学校をいう。
 - 2 補助対象事業費の算出に当たっては、消費税相当分を含まないものとする。
 - 3 補助対象事業費及び非木造建築物補助金の算出は、建築物を単位として行うものとする。ただし、建築物ごとに申請することが現実的でない等、特段の理由がある場合は一の建築物を単位として行うことができる。
 - 4 非木造建築物補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 - 5 延べ面積は、小数点以下第 2 位まで（小数点以下第 3 位を切り捨て）とする。
 - 6 1 棟当たりの補助金の額は、補助対象事業の種別及び回数にかかわらず、表中の上限額を限度とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、非木造建築物補助金の対象者が第 11 条第 1 項第 3 号に該当する者であって、補助対象建築物が分譲マンション以外である場合における、耐震改修工事又は段階的耐震改修工事に係る非木造建築物補助金の額は、前項の表により算出した非木造建築物補助金の額に、当該補助対象建築物の全体の専有面積に対する当該面積から次のいずれかに該当する者が所有する専有面積の合計を控除した面積の割合を乗じて得た額とする。
- (1) 法人である場合にあつては、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の

事業活動の調整に関する法律第2条第2項各号の規定に該当する者

(2) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体

- 3 占有者が存する緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修工事及び段階的耐震改修工事にあつては、東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業補助金交付要綱（平成25年3月22日付け24都市建企第1218号）第5条第4号に定める加算の適用を受ける場合に限り、次の表に定める範囲で第1項の表に定める額に加算することができる。ただし、加算額は、同表に定める耐震改修工事及び段階的耐震改修工事に係る補助対象事業費の15分の1を限度とする。

補助対象事業	加算の基礎となる額	加算額
耐震改修工事 段階的耐震改修工事 (緊急輸送道路沿道建築物)	イ 賃貸住宅の場合 120,000円に戸数を乗じた額 ロ 住宅以外の用途の賃貸借の場合 (イ)占有面積が100平方メートル未満の場合 360,000円に件数を乗じた額 (ロ)占有面積が100平方メートル以上200平方メートル未満の場合 720,000円に件数を乗じた額 (ハ)占有面積が200平方メートル以上500平方メートル未満の場合 1,440,000円に件数を乗じた額 (ニ)占有面積が500平方メートル以上の場合 3,600,000円に件数を乗じた額	加算の基礎となる額以内かつ補助対象建築物の所有者と占有者間の賃貸借契約における2ヵ月分の賃料の3分の2以内の額

備考 加算額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(適用除外)

- 第14条 新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱（23新都地第1645号）に基づく特定緊急輸送道路沿道建築物補助金及び非木造建築物補助金（附則第2項の規定による廃止前の要綱に基づくこれに相当する補助金を含む。）を受けて補助対象事業（同項の規定による廃止前の要綱に基づくこれに相当する事業を含む。）を行った建築物については、同一の又は同一と認められる補助対象事業について、非木造建築物補助金の対象としない。

第4節 ブロック塀等補助金

(補助対象事業)

- 第15条 ブロック塀等補助金の対象事業は、ブロック塀等の除去とする。

(補助対象者)

- 第16条 ブロック塀等補助金の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 次条に規定するブロック塀等の全部又は一部を所有する権利を有する者（以下この

節において「所有者」という。)であって、前条に規定する補助対象事業(以下この節において「補助対象事業」という。)を行うもの

- (2) 所有者の承諾を得て、当該ブロック塀等について補助対象事業を行う者
 - (3) 複数の所有者がブロック塀等を共有している場合は、その共有者全員の同意を得た者
 - (4) 区分所有法第2条第1項に規定する区分所有権の目的たるブロック塀等である場合にあっては、補助対象事業を行うことについて、当該ブロック塀等を管理する管理組合の総会の決議によって選任された者又は持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た者
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する対象者がブロック塀等の除去に係る他の補助金等を受ける場合は、ブロック塀等補助金の対象者としなない。

(補助対象ブロック塀等)

第17条 ブロック塀等補助金の対象となるブロック塀等は、次の各号のいずれかとする。

- (1) ブロック塀等(耐震性が特に十分でない塀を除く。)であって、次の全てに該当するもの
 - ア 区の区域内に存するもの
 - イ 一般の交通の用途に供する道に沿って設けられているもの
 - ウ 高さが1メートル以上のもの
 - エ 区職員が現場を調査した結果、安全な状態にあると認められないもの
 - オ 当該塀の全ての部分を除去した後、当該部分に新たなブロック塀等(高さが60センチメートル以下のものを除く。)を築造する予定がないもの
- (2) 耐震性が特に十分でない塀であって、次の全てに該当するもの
 - ア 区の区域内に存するもの
 - イ 一般の交通の用途に供する道に沿って設けられているもの
 - ウ 区職員が現場を調査した結果、安全な状態にあると認められないもの
 - エ 当該塀の全部又は一部を除去した後、当該部分に新たなブロック塀等(高さが60センチメートル以下のものを除く。)を築造する予定がないもの
 - オ 当該塀を含む敷地において建替え又は建物の除却を予定していないもの

(ブロック塀等補助金の額)

第18条 ブロック塀等補助金の額は、予算の範囲内において、次の表のとおりとする。

補助対象事業	補助対象事業費	ブロック塀等補助金
ブロック塀等の除去	次の各号のいずれか低い額	補助対象事業費に10分の10を乗じた額以内の額(上限額400,000円)

	<p>(1) ブロック塀等除去費 (実際にブロック塀等の除去に要する費用をいう。)</p> <p>(2) 1 平方メートル当たりの単価 12,000 円(万年塀の場合は、単価 6,000 円) に除去面積を乗じた額</p>	
耐震性が特に十分でない塀の除去	<p>除去面積が 10 平方メートル以下の場合 耐震性が特に十分でない塀の除去費(実際に耐震性が特に十分でない塀の除去に要する費用をいう。以下同じ。)</p> <p>除去面積が 10 平方メートルを超える場合 次の各号のいずれか低い額</p> <p>(1) 耐震性が特に十分でない塀の除去費</p> <p>(2) 1 平方メートル当たり単価 26,000 円に除去面積を乗じた額</p>	<p>次の各号を合算した額(上限額 1,000,000 円)</p> <p>(1) 補助対象事業費に 10 分の 10 を乗じた額以内の額(除去面積 10 平方メートル以下の場合には上限額 260,000 円)</p> <p>(2) 足場を設置する場合にあつては、1 平方メートル当たりの単価 2,500 円に足場架面積を乗じた額</p>
耐震性が特に十分でない塀の部分除去	<p>除去面積が 10 平方メートル以下の場合 耐震性が特に十分でない塀の除去費</p> <p>除去面積が 10 平方メートルを超える場合 次の各号のいずれか低い額</p> <p>(1) 耐震性が特に十分でない塀の除去費</p> <p>(2) 1 平方メートル当たり単価 26,000 円に除去面積を乗じた額</p>	<p>次の各号を合算した額(上限額 500,000 円)</p> <p>(1) 補助対象事業費に 2 分の 1 を乗じた額以内の額(除去面積 10 平方メートル以下の場合には上限額 130,000 円)</p> <p>(2) 足場を設置する場合にあつては、1 平方メートル当たりの単価 2,500 円に足場架面積を乗じた額</p>

備考

- 1 補助対象事業費の算出に当たっては、消費税相当分を含まないものとする。
- 2 ブロック塀等補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 3 延べ面積は、小数点以下第2位まで（小数点以下第3位を切り捨て）とする。
- 4 一の敷地にブロック塀等と耐震性が特に十分でない塀がある場合の補助対象事業費及びブロック塀等補助金の額は、それぞれのブロック塀等についてこの表の補助対象事業の区分ごとに算出した額を合算した額とする。この場合において、ブロック塀等補助金の上限額は、1,000,000円（耐震性が特に十分でない塀の部分除去を行う場合にあっては、500,000円）とする。

第3章 交付手続

（全体設計の承認）

第19条 第5条、第10条及び第15条に規定する補助対象事業（以下「補助対象事業」という。）（耐震改修工事及び簡易耐震改修工事に係るものに限る。）が複数年度にわたる場合は、初年度における次条の申請の前に、当該補助対象事業に係る事業費の総額、完了予定時期等について、新宿区建築物等耐震化支援事業全体設計承認申請書（第1号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定による提出を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じ現地調査等を行い、これを適当と認めたときは、新宿区建築物等耐震化支援事業全体設計承認書（第2号様式）により、当該提出を行った者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、前項の規定により承認を受けた全体設計の内容のうち当該補助対象に係る事業費の総額（全体設計額）を変更する場合について準用する。

（補助金の交付申請）

第20条 補助金の交付を受けようとするときは、建築物ごとに、新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付申請書（第3号様式）に必要な書類を添付して、区長に申請するものとする。

（補助金の交付決定等）

第21条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じ現地調査等を行い、補助金を交付すること又は交付しないことを決定する。

2 区長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により、補助金を交付しないことを決定したときは新宿区建築物等耐震化支援事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、当該申請を行った者に対し、通知するものとする。

3 第1項の規定による補助金を交付することの決定（以下「交付決定」という。）には、必要に応じ、条件を付することができる。

（交付決定の変更）

第22条 交付決定の内容の変更（補助金の額に変更を生じるものに限る。）をしようとするときは、新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付変更申請書（第6号様式）に必要な書類を添付して、区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じ現地調査等を行い、これを適当と認めたときは、新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付

変更決定通知書（第7号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

- 3 前項の規定による承認には、必要に応じ、条件を付することができる。
- 4 交付決定の内容について次の各号に掲げるものの変更（補助金の額に変更を生じるものを除く。）をしようとするときは、軽微な変更届（第8号様式）に必要な書類を添付して、区長に届け出るものとする。
 - (1) 第6条第1項、第11条第1項及び第16条第1項に規定する補助対象者の代表者
 - (2) 補助対象事業の事業費
 - (3) 対象建築物の面積、配置等
 - (4) 耐震改修工事の位置、形状又は仕上げ（ただし、変更後の I_w の値が1.0以上（簡易耐震改修工事にあつては0.7以上）のもの又は I_s の値が0.6以上のものに限る。）
 - (5) 段階的耐震改修工事の位置、形状又は仕上げ（ただし、変更後の I_s の値が、申請時の値以上となるものに限る。）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるもの
（補助対象事業の中止等）

第23条 交付決定を受けた補助対象事業を中止し、若しくはこれを再開し、又は廃止しようとするときは、新宿区建築物等耐震化支援事業中止（再開）・廃止届（第9号様式）に必要な書類を添付して、区長に届け出るものとする。

（状況報告）

第24条 区長は、補助対象事業の適正な執行を図るため、交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）に対し、必要に応じて、その執行状況に関する報告を求め、現地調査等を行うことができる。

（完了実績報告）

第25条 交付決定を受けた補助対象事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに新宿区建築物等耐震化支援事業完了実績報告書（第10号様式）に必要な書類を添付して、区長に届け出るものとする。第23条の規定により中止の届出があつた場合も、同様とする。

（補助金の額の確定等）

第26条 区長は、前条の規定による届出を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じ現地調査等を行い、これを適当と認めたときは、交付すべき額を確定し、新宿区建築物等耐震化支援事業補助金額確定通知書（第11号様式）により、当該届出を行った者に通知するものとする。

2 補助金の交付の請求は、前項の規定による通知を受けた後に、新宿区建築物等耐震化支援事業補助金請求書（第12号様式）を区長に提出することにより行うものとする。

3 区長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第27条 区長は、次の各号に掲げるいずれかの場合には、交付決定の全部又は一部を取り

消すことができる。

- (1) 第 23 条の規定により交付決定を受けた補助対象事業の廃止の届出を受けたとき。
- (2) 補助対象者が偽りその他の不正な手段により交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他区長の指示に従わないとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定の取消しを行ったときは、当該交付決定を取り消された者に対し、新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付決定取消通知書(第 13 号様式)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 28 条 区長は、前条第 1 項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が交付されているときは、当該交付されている補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還を求めることができる。

第 4 章 雑則

(補則)

第 29 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則 (平成 22 年 3 月 17 日 21 新都防第 2051 号)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 新宿区既存木造住宅等耐震化助成事業助成金交付要綱 (16 新都建建防第 58 号)
 - (2) 新宿区非木造住宅等の耐震化助成事業助成金交付要綱 (18 新都建建防第 122 号)
 - (3) 新宿区ブロック塀等除却助成金交付要綱 (18 新都建建防第 124 号)
 - (4) 新宿区緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成事業助成金交付要綱(20 新都地第 376 号)
 - (5) 新宿区耐震シェルター等設置助成事業助成金交付要綱 (20 新都地第 376 号)
- 3 この要綱の施行の際、前項の規定による廃止前の要綱(以下「廃止前の要綱」という。)の規定により区長が行った決定その他の行為で現に効力を有するもの及び廃止前の要綱の規定により区長に対して行われた申請その他の行為でこの要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に処理されることとなるものは、この要綱の相当規定により区長が行った決定その他の行為及びこの要綱の相当規定により区長に対して行われた申請その他の行為とみなす。
- 4 施行日前に廃止前の要綱(第 2 項第 1 号に掲げるものに限る。)第 9 条第 1 項の規定により助成金(同要綱第 4 条第 1 号に掲げる助成金に限る。)の交付決定を受けた同要綱第 3 条第 1 号に規定する木造住宅等(同条第 7 号に規定する予備耐震診断を受けたものを含む。)について、この要綱に基づき第 5 条第 2 号及び第 3 号に掲げる事業について補

助金の交付を受けようとする場合においては、当該事業を同要綱第4条第3号及び第4号に掲げる助成金に係る事業とみなして、なお従前の例によることができる。

- 5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、第7条に規定する補助対象建築物が重点地区内に存する場合における耐震改修工事又は簡易耐震改修工事に係る木造建築物補助金の額に係る第8条第1項（同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第1項の表耐震改修工事の部A区分の項及び簡易耐震改修工事の部A区分の項中「以内の額」とあるのは、「以内の額+300,000円」とする。この場合において、同条第3項中「第1項の表」とあるのは、「第1項の表（附則第5項において読み替えて適用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。
- 6 第7条に規定する補助対象建築物の耐震改修工事又は簡易耐震改修工事を行う場合の木造建築物補助金の額に係る第8条第1項の規定の適用については、同条第1項の表耐震改修工事の項中「4分の2」とあるのは「4分の3」と、「2,000,000円」とあるのは「3,000,000円」と、「4分の1」とあるのは「4分の3」と、「1,000,000円」とあるのは「3,000,000円」と、簡易耐震改修工事の項中「5分の2」とあるのは「5分の3」と、「1,000,000円」とあるのは「1,500,000円」と、「5分の1」とあるのは「5分の3」と、「500,000円」とあるのは「1,500,000円」とする。
- 7 第8条第2項の適用については、同項中「「4分の1」と、」とあるのは「「8分の3」と、」と、「「1,000,000円」と、」とあるのは「「1,500,000円」と、」と、「8分の1」とあるのは「8分の3」と、「「500,000円」と、同表」とあるのは「「1,500,000円」と、同表」と、「「5分の1」と、」とあるのは「「10分の3」と、」と、「「500,000円」と、「」とあるのは「「750,000円」と、「」と、「10分の1」とあるのは「10分の3」と、「上限額250,000円」とあるのは「上限額750,000円」とする。
- 8 第15条の規定にかかわらず、平成30年9月10日から令和3年3月31日までの間におけるブロック塀等補助金の対象事業は、次のとおりとする。
 - (1) ブロック塀等の除去
 - (2) フェンス等（通風性及び透過性のあるフェンス並びにコンクリート造、ブロック造等これらに類する構造のものをいう。以下同じ。）の設置
- 9 前項の規定が適用される場合における第16条の規定の適用については、同条第1項第1号中「前条」とあるのは「附則第8項」と、同項第2号中「ブロック塀等」とあるのは「ブロック塀等又は附則第8項第2号に規定するフェンス等」と、同条第2項中「ブロック塀等の除去」とあるのは「ブロック塀等の除去又は附則第8条第2号に規定するフェンス等の設置」とする。
- 10 附則第8項第2号に規定する対象事業に係るブロック塀等補助金（以下「フェンス等設置補助金」という。）の対象となるフェンス等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (2) 区の区域内に存するもの

- (2) 一般の交通の用途に供する道に沿って設けられているもの
- (3) この要綱又は区の他の要綱に基づく補助を受けてブロック塀等を全て除去した後、その範囲内で新たに設置するもの
- (4) 基礎又は土留めとして設置するコンクリート造、ブロック造等これらに類する構造のもの（高さが60センチメートル以下のものに限る。）を含めた高さが120センチメートル以下のもの
- 11 フェンス等設置補助金の交付を受けた者が、フェンス等の設置後1年以内に当該フェンス等の取壊しをしようとする場合には、区長の承認を受けなければならない。
- 12 フェンス等設置補助金の額は、予算の範囲内において、次のとおりとする。

補助対象事業	補助対象事業費	ブロック塀等補助金
フェンス等の設置	フェンス等設置費(1メートル当たりの単価12,000円)	補助対象事業費に2分の1を乗じた額以内の額(上限額120,000円)

備考

- 1 補助対象事業費の算出に当たっては、消費税相当分を含まないものとする。
- 2 ブロック塀等補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成22年6月30日22新都地第587号）

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年10月27日23新都地第1671号）

- 1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成24年3月28日23新都地第2678号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月27日24新都地第814号）

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日24新都地第2789号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月28日25新都地第1575号）

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日28新都防第80号）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成29年3月31日28新都防第2157号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日 29 新都防第 2224 号）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前に第 9 条の規定により、全体設計の承認を受け、耐震改修工事に係る契約を締結している建築物に係る事業については、全体設計の承認時の要綱を適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日新 30 都防第 8947 号）

- 1 この要綱は、平成 30 年 9 月 10 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）第 25 条の規定による届出がされていない改正前の要綱第 15 条に規定する対象事業（改正前の要綱第 20 条の規定による申請がされたものに限る。）については、この要綱による改正後の新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第 22 条第 1 項の規定による申請をする場合に限り、改正後の要綱第 18 条の規定を適用するものとする。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日 30 新都防第 8947 号）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（令和元年 5 月 1 日 31 新都防第 5205 号）

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 31 新都防第 6935 号）

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（令和 2 年月日新都防第号）

- 1 この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日 2 新都防第 1615 号）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（令和 3 年 7 月 28 日 3 新都防第 406 号）

- 1 この要綱は、令和3年8月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱第19条の規定により、全体設計の承認を受け、耐震改修工事等に係る契約を締結している建築物に係る事業については、全体設計の承認時の要綱を適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（令和4年3月29日3新都防第1438号）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱第19条の規定により、全体設計の承認を受け、耐震改修工事等に係る契約を締結している建築物に係る事業については、全体設計の承認時の要綱を適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（令和4年6月1日4新都防第368号）

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱第19条の規定により、全体設計の承認を受け、耐震改修工事等に係る契約を締結している建築物に係る事業については、全体設計の承認時の要綱を適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（令和5年3月31日4新都防第1496号）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱第19条の規定により、全体設計の承認を受け、耐震改修工事等に係る契約を締結している建築物に係る事業については、全体設計の承認時の要綱を適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（令和6年3月29日5新都防第1484号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日6新都防第1497号）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱第19条の規定により、全体設計の承認を受け、耐震改修工事等に係る契約

を締結している建築物に係る事業については、全体設計の承認時の要綱を適用する。

- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日 7 新都防第 1276 号）

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱第 19 条の規定により、全体設計の承認を受け、耐震改修工事等に係る契約を締結している建築物に係る事業については、全体設計の承認時の要綱を適用する。

- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。